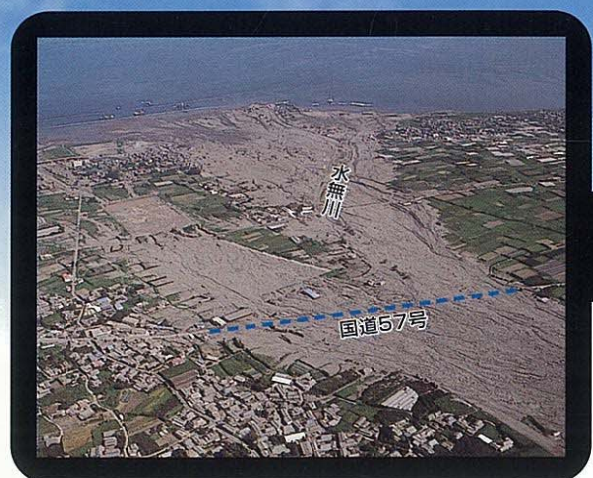


一般国道57号の土石流による被災状況



H5.7.4 土石流による被害

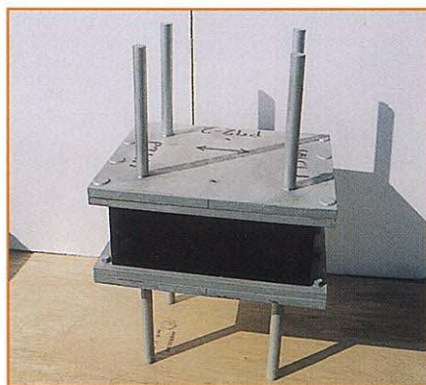


現在 (H9.9頃) の復旧状況

橋梁の特徴



■導流堤部
土石流から橋脚を守るため、防護工を施工しています。



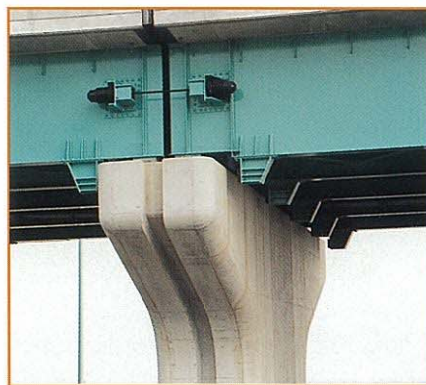
■免震支承
地震時の揺れを極力少なくするため、ゴム製の支承(桁を支えるもの)を使用しています。



■海岸擁壁
土石流により堆積した土砂を、海岸擁壁の基礎やその施工に必要な締切堤(水の浸入を防ぐ堤)に有効利用しています。



■連続桁
地震時の橋桁の落下防止及び走行性の改善のため、桁を連続させ継ぎ目の少ない構造としています。



■落橋防止装置
桁と桁を落橋防止装置で連結し、地震に強い構造としています。



■桁構造の単純化
桁製作の省力化を図るため、桁の構造を単純化しています。

従来品



土砂の有効利用

祝 開 通

一般国道57号

島原深江道路

(島原市秩父が浦町～同市中安徳町)



中安徳ランプ
H10.1.27撮影

建設省九州地方建設局
雲仙復興工事事務所

WHAT?



災害に強い島原深江道路ってなに?!

一般国道57号「島原深江道路」事業概要

一般国道57号は、大分市を起点に熊本市、島原市及び諫早市を経て長崎市に至る延長約205kmの幹線道路です。

県内の一般国道57号は、島原半島地域と諫早市及び大村市(長崎空港)等を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしてきました。しかし、今回の雲仙・普賢岳の198年ぶりの噴火に伴う災害により、島原市から深江町間において、平成3年6月3日から平成4年10月19日まで連続504日間の通行規制を余儀なくされました。

これらの状況から島原深江地区の安全な通行を確保する道路を緊急に整備する必要があり、平成4年12月に島原市から南高来郡深江町までの間、約4.6kmが島原深江道路として事業化され、平成5年11月より橋梁下部工工事に着手しました。

今回、事業化から5年2ヶ月の期間を経て、島原市秩父が浦町から同市中安徳町までの間、約1.4kmが完成し、平成10年2月19日に暫定2車線の自動車専用道路として開通を迎えました。

なお、残りの約3.2kmについても平成10年度末の供用を目指し事業の推進を図っています。

事業効果

島原深江道路は、土石流等の災害に強い高架道路として整備しているもので、現在、降雨や土石流により度々発生している交通規制が今回の開通により解消されます。

また、この道路は平成6年12月に地域高規格道路の計画路線に指定された島原道路(諫早市～南高来郡深江町間、約50km)の一部となっており、島原半島全体の活性化につながるものと、地域より期待されています。

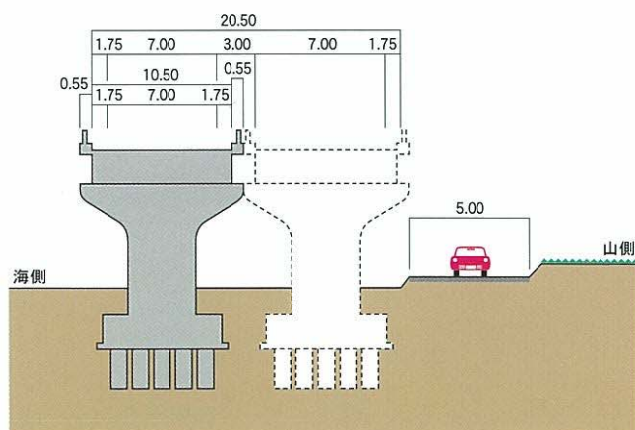
諸元

	全体計画	今回開通区間
事業区間	(自)島原市秩父が浦町 (至)南高来郡深江町(諫訪名)	(自)島原市秩父が浦町 (至)島原市中安徳町
延長	約4.6km	約1.4km
幅員	20.5m(完成4車線) 10.5m(暫定2車線)	10.5m(暫定2車線)
構造規格	1種3級	1種3級
設計速度	80km/h	80km/h

工事概要

	全体計画	今回開通区間
下部工	131基	32基
上部工	2,642m(メタル部) 1,585m(PC部)	1,233m(メタル部)
土工部	383m	228m

標準断面図



DISASTERS

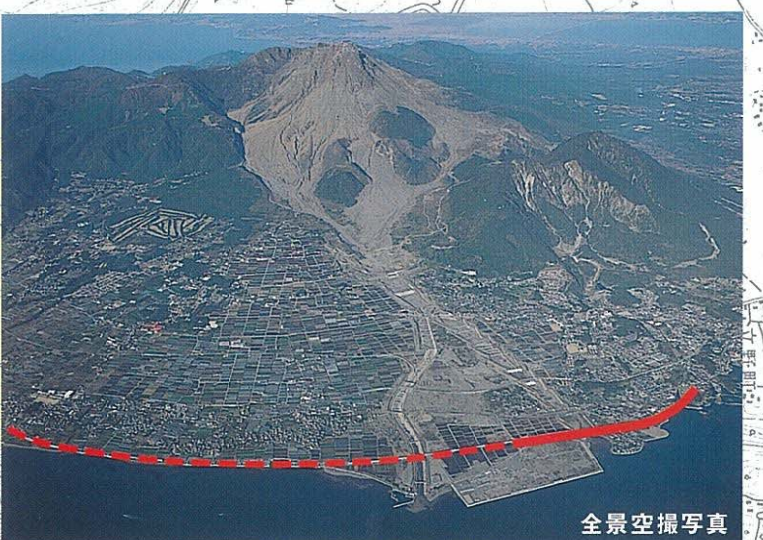
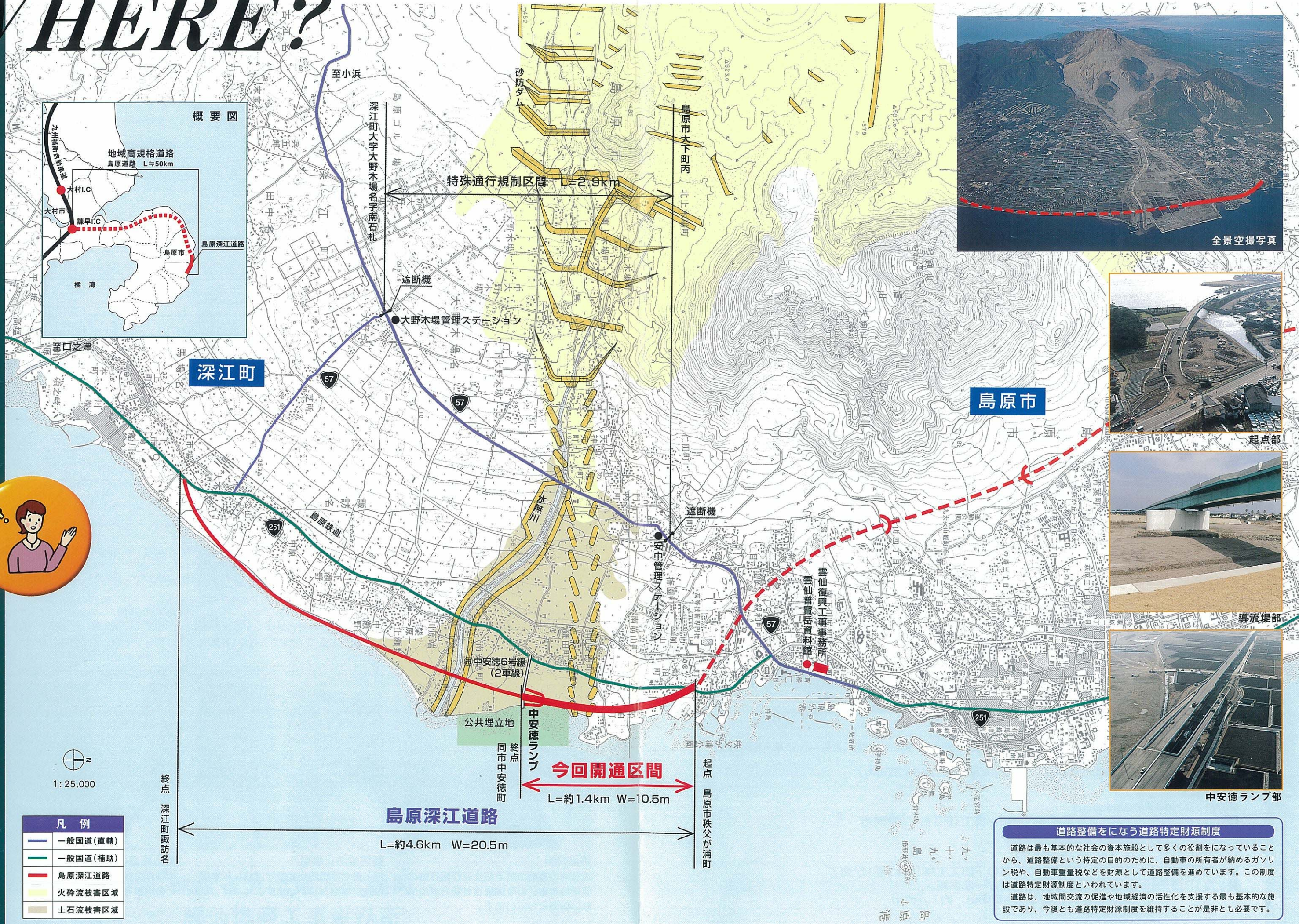
これまでに道路が受けた被害

災害等の経緯

- 平成2年**
 - 11月17日——雲仙普賢岳198年振りに噴火(九十九島火口及び地獄跡火口から)
- 平成3年**
 - 6月3日——大規模火砕流発生(のち死者40名、行方不明者3人の惨事) 国道57号通行止
 - 6月6日/島原市が最初の警戒区域設定(6月7日正午から)
 - 6月7日/国道251号初の通行止
 - 6月8日——6月3日を上回る大規模火砕流発生(人的被害なし) 深江町が警戒区域設定(以降順次区域拡大) 国道251号通行止
 - 6月30日/大規模土石流発生、海岸まで達する
 - 7月2日/国道57号通行止区間縮小(以降順次縮小)
 - 9月15日——大規模火砕流発生(深江町大野木場小など177棟焼失)
 - 12月20日/国道251号全面通行再開(平成3年6月8日以降195日ぶり)
- 平成4年**
 - 2月12日/国道57号からの海側の警戒区域を避難勧告地域に緩和(57号も緩和)
 - 4月8日/国道57号緊急避難確保のための応急復旧工事着手
 - 6月5日/国道251号緊急連絡橋完成(導流堤部)(L=330m)
 - 8月11日/国道57号(町道バラバラ松石札線)整備概成
 - 9月9日/警戒区域及び避難勧告区域大幅緩和
 - 10月19日/国道57号全面通行再開(平成3年6月3日以来504日ぶり)24時間管理体制
 - 12月10日——国道57号島原深江道路(約4.6km)事業化(補正予算による新規追加)
- 平成5年**
 - 4月14・15日——国道57号島原深江道路用地幅杭打設
 - 6月13日/国道251号全面通行止
 - 6月18日/国道57号水無川橋流失
 - 6月25日/国道57号全面通行止
 - 6月26日/水無川方向の火砕流国道57号まで到達
 - 7月4日/水無川と中尾川の土石流で島原市街地がはじめて孤立
 - 7月11日/国道251号終日通行可能(平成5年6月13日以来28日ぶり)
 - 8月16日——国道57号島原深江道路用地交渉開始
 - 10月29日/国道251号緊急連絡橋完成(中尾川)(L=709m)
 - 11月11日——国道57号島原深江道路下部工工事着手
 - 12月10日/国道251号水無川仮橋供用開始(L=65m)
- 平成6年**
 - 4月27日/雲仙普賢岳資料館開設
 - 12月10日——地域高規格道路「島原道路」が計画路線に指定
- 平成7年**
 - 1月18日——国道57号島原深江道路上部工輸送・架設開始
 - 3月30日/九州大学理学部付属島原地震火山観測所、普賢岳の噴火活動ほぼ停止と表明
 - 4月11日/国道251号水無川橋が完成(県施行)
 - 4月28日/国道57号山側ルート通行再開(平成5年6月以来670日ぶり)
 - 5月25日/火山噴火予知連絡会により「マグマの供給と噴火活動は、ほぼ停止状態にある」という統一見解を発表
 - 6月11日/安中三角地帯嵩上げ事業起工式(市)
 - 11月1日/県道愛野島原線通行再開(県)(平成5年6月22日以来862日ぶり)
- 平成8年**
 - 6月17日/県道愛野島原線通行止
 - 8月1日——国道57号島原深江道路上部工(PC橋)架設開始 県道愛野島原線通行再開(県)
- 平成10年**
 - 1月29日——国道57号島原深江道路の下部工工事(131基)が完了
 - 2月19日——国道57号島原深江道路が一部供用(島原市秩父が浦町～中安徳町 約1.4km)

WHERE?

島原深江道路はどこを通るの?!



凡例	
—	一般国道(直轄)
—	一般国道(補助)
—	島原深江道路
■	火砕流被害区域
■	土石流被害区域

道路整備をにう道路特定財源制度

道路は最も基本的な社会の資本施設として多くの役割をになっていることから、道路整備という特定の目的のために、自動車の所有者が納めるガソリン税や、自動車重量税などを財源として道路整備を進めています。この制度は道路特定財源制度といわれています。

道路は、地域間交流の促進や地域経済の活性化を支援する最も基本的な施設であり、今後とも道路特定財源制度を維持することが是非とも必要です。

「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2.5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号)平6九様、第120号」